

(様式1)

指定管理者評価シート(令和7年度)

施設名	みなと交流館、大島交流館等																										
指定管理者	名称	代表団体／特定非営利活動法人 港まちづくり八幡浜																									
	所在地	八幡浜市字海老崎216番地4																									
指定期間	令和3年4月1日から令和8年3月31日(5年間)																										
評価担当課	政策推進課																										
施設の概要	<p>所在地:八幡浜市沖新田1581番地23</p> <ol style="list-style-type: none">みなと交流館／木造平家建て、建築面積438㎡(観光案内所、ホール、会議室ほか)公衆用トイレ／鉄骨造平家建て、建築面積159㎡(総便器数24器)沖新田緑地公園／約7,400㎡(芝生広場、ボードウォーク、休憩棟、その他)RVパーク(4区画)海の駅八幡浜みなとと棧橋(2隻)その他の施設 <p>(1) 倉庫棟(小規模トイレ併設) (2) 駐車場 188台(身障者優先4台及び大型車両3台含む) (3) 駐輪場 90台(緑地公園併設分含む) (4) 遊歩道 約330m (5) 海産物直売所増設トイレ棟 (6) 備品倉庫 (7) レンタサイクルステーション、ゴミストッカー</p> <p>所在地:八幡浜市大島2番耕地117番地1及び2</p> <ol style="list-style-type: none">大島交流館／木造平家建て、建築面積103.62㎡(乗船待合所、島内案内所ほか)																										
指定管理者の業務	<ol style="list-style-type: none">市民の地域活性化に資する活動の支援、情報発信及び活動の場の提供に関する業務交流拠点施設設置の趣旨を踏まえた地域活性化に資する取り組みの実施に関する業務観光に必要な情報等の提供に関する業務みなと交流館、大島交流館等の維持管理に関する業務みなと交流館、大島交流館等の利用許可及び使用料の収受に関する業務 <p>※みなと交流館の業務:1番～5番、大島交流館の業務:2番～5番</p>																										
施設利用状況	<p><八幡浜みなと></p> <table border="1"><thead><tr><th>開業日数</th><th>年間来訪者数</th><th>1日平均来訪者数</th></tr></thead><tbody><tr><td>365日</td><td>1,085,800人</td><td>2,975人</td></tr></tbody></table> <p><大島交流館></p> <table border="1"><thead><tr><th>開業日数</th><th>年間来訪者数</th><th>1日平均来訪者数</th></tr></thead><tbody><tr><td>355日</td><td>5,694人</td><td>16人</td></tr></tbody></table>			開業日数	年間来訪者数	1日平均来訪者数	365日	1,085,800人	2,975人	開業日数	年間来訪者数	1日平均来訪者数	355日	5,694人	16人												
開業日数	年間来訪者数	1日平均来訪者数																									
365日	1,085,800人	2,975人																									
開業日数	年間来訪者数	1日平均来訪者数																									
355日	5,694人	16人																									
事業実施状況	<p><指定管理者自主企画(誘致)事業></p> <ol style="list-style-type: none">地域活性化に資する事業／27件(みなと交流館) 10件(大島交流館)中間支援業務に関する事業／15件																										
収支状況	<p><指定管理者としての収入・支出(決算)></p> <table border="1"><thead><tr><th>収入内訳</th><th>収入金額(円)</th><th>支出内訳</th><th>支出金額(円)</th></tr></thead><tbody><tr><td>指定管理料</td><td>44,233,000</td><td>人件費</td><td>22,321,126</td></tr><tr><td>使用料</td><td>0</td><td>事務費</td><td>13,225,105</td></tr><tr><td>その他</td><td>0</td><td>委託料</td><td>8,849,534</td></tr><tr><td></td><td></td><td>その他</td><td>1,968,128</td></tr><tr><td>合計</td><td>44,233,000</td><td>合計</td><td>46,363,893</td></tr></tbody></table>			収入内訳	収入金額(円)	支出内訳	支出金額(円)	指定管理料	44,233,000	人件費	22,321,126	使用料	0	事務費	13,225,105	その他	0	委託料	8,849,534			その他	1,968,128	合計	44,233,000	合計	46,363,893
収入内訳	収入金額(円)	支出内訳	支出金額(円)																								
指定管理料	44,233,000	人件費	22,321,126																								
使用料	0	事務費	13,225,105																								
その他	0	委託料	8,849,534																								
		その他	1,968,128																								
合計	44,233,000	合計	46,363,893																								

指定管理者評価シート(令和7年度)

施設名(みなと交流館、大島交流館等)

	項目	指定管理者条例※ 第4条関連号 (主なもの)	判定
I	団体について		
	● 管理運営能力を有しているか	第3号	B
	● 懸念される事項がないか		
● 市政への参加、地域社会への貢献実績はあるか			
II	事業運営について		
	1 管理運営の基本事項について	第1・2号	A
	● 施設設置の趣旨、目的を踏まえているか。また、みなとオアシス、道の駅としての機能を果たしているか ● 利用者目線に立ち、公平公正かつ魅力的な運営ができていますか		
	2 業務ごとの方針及び内容について	第1・2号	A
	(1) 市民の地域活性化に資する活動の支援、情報発信及び活動の場の提供に関する業務について		
	(2) 交流拠点施設設置の趣旨を踏まえた地域活性化に資する取り組みの実施に関する業務について		
	(3) 観光に必要な情報等の提供に関する業務について		
	(4) みなと交流館、大島交流館等の維持管理に関する業務について		
	(5) みなと交流館、大島交流館等の利用許可及び使用料の収受に関する業務について		
	3 その他		A
	(1) サービス向上・利用促進・利用者への配慮について	第1号	
(2) 利用者の安全確保・事故防止対策・緊急時の対応について	第4号		
(3) 苦情対応・周辺住民への配慮について	第4号		
(4) 民営施設(アゴラマルシェ)・海産物直売所(どーや市場)・市民団体との連携について	第4号		
(5) 配置人員及び職員の処遇等について	第3号		
(6) その他(省エネ・環境への配慮、個人情報保護への配慮など)	第4号		
III	収支運営について		
	2 収支運営は適正か	第2号	B
IV	その他		
	● その他評価できる点があるか	第1・2・3・4号	A
総合評価			A
評価・コメント	<p>屋内外でのイベントの継続的な実施や市民活動の場の提供・支援など、指定管理者による積極的な施設運営の結果、年間来場者数は開業以来2番目となる高い水準を記録し、多くの市民や観光客に利用される施設としての魅力を維持・向上させている。</p> <p>また、令和7年度には新たにRVパークが整備され、車中泊利用者の受入体制が強化されたことで、新たな観光需要の創出や滞在型観光の推進につながる環境整備が図られた。さらに、海の駅(棧橋)の供用開始により、陸路に加えて海路からの来訪者の受入れも可能となり、交流人口の拡大に向けた取組が着実に進められている。</p> <p>大島交流館については、離島という地域特性を踏まえながら、島外からの来島を促進するイベントの企画や積極的な情報発信に取り組み、交流人口の拡大と地域活性化に寄与している。今後も地域住民との連携を図りながら、活島に向けた取組を継続することが期待される。</p>	総括評価	<p>どの項目に関しても良好であり、運営上支障となる事案もなかったことから、適正な管理運営がなされているものと評価できる。</p> <p>みなと交流館の役割である「市民の地域活性化に資する活動の支援、情報発信及び活動の場の提供に関する業務」及び、みなと交流館・大島交流館の役割である「交流拠点施設設置の趣旨を踏まえた地域活性化に資する取組の実施に関する業務」については、各種イベントの開催や市民活動団体への支援・相談対応に積極的に取り組み、地域の賑わい創出に大きく貢献している。</p> <p>これらの取組により、交流拠点施設としての機能が十分に発揮されており、市民サービスの向上及び地域活性化に大きく貢献していることは高く評価できる。</p>

※指定管理者条例とは、「八幡浜市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例」を指すものとする。

総合評価の基準 A(総合点数90点以上) B(総合点数70点以上) C(総合点数50点以上70点未満) D(総合点数50点未満)